

令和 8 年 3 月（第 1 回）定例会 総務財政委員会委員長報告

ただいま議題となりました議案第 20 号宇部市公文書等管理条例中一部改正の件外 5 件について、付託されました総務財政委員会の審査の結果及び審査の概要を御報告申し上げます。

まず、審査の結果ですが、議案第 20 号から第 23 号まで、第 38 号及び第 44 号の 6 件について、いずれも全会一致をもって、お手元の委員会審査報告書に記載のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、審査の概要について申し上げます。

まず、議案第 22 号宇部市手数料徴収条例中一部改正の件です。

本案は、受益者負担の適正化を図るため、手数料を見直すとともに、マンションの建替え等の円滑化に関する法律等の一部改正に伴い、所要の整備を行うものです。

それでは、本案に対する審査の過程でなされた主な質疑を申し上げますと、まず、窓口交付の手数料が引き上げられる中で、コンビニ交付の手数料を据え置いた理由についてただしたところ、令和 5 年 3 月にコンビニ交付の手数料を 200 円から 150 円に引き下げたのは、マイナンバーカードの普及促進及び市民の利便性向上を目的としたものである。現時点では県内他市と比較してもコンビニ交付の利用状況がまだ低い水準にあり、目的を持って令和 5 年に一旦引き下げた手数料を引き上げる段階にはないと判断したとのことでした。

次に、コンビニ交付に要する維持経費を回収する観点からの考え方についてただしたところ、コンビニ交付のシステム維持に係る経費は固定費として発生しており、便利にするために要したコストであれば、コストに見合った手数料を設定し、回収するという考え方も妥当と考える。このため、今後、一定程度コンビニ交付が普及した際に、改めて経費等を調査した上で、再度、適正な手数料の水準を検討する可能性は十分あると考えているとのことでした。

以上のような質疑がなされた後、採決の結果、冒頭申し上げましたとおり、本案は全会一致をもって可決すべきものと決定しました。

次に、議案第38号アクトビレッジおのに係る指定管理者の指定の件です。

本案は、アクトビレッジおのの指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、市議会の議決を求めるものです。

それでは、本案に対する審査の過程でなされた主な質疑を申し上げますと、まず、指定期間を1年間とした理由及び令和9年度以降の運営方針についてただしたところ、令和9年度からコンセッション方式を含む民間活力の導入など新たな運営手法を検討しており、令和8年度をその準備期間として位置づけているため、指定期間を1年間としたものであるとのことでした。

次に、指定期間が1年間であることによる指定管理者側への影響についてただしたところ、このたびの候補者は令和3年度から指定管理者として長く管理運営に携わっており、1年間の延長についても支障はないとの意向を確認している。また、県内複数の施設の管理運営を行っており、繁忙期には職員を流動的に配置していることから、雇用面での懸念もないとのことでした。

以上のような質疑がなされた後、採決の結果、冒頭申し上げましたとおり、本案は全会一致をもって可決すべきものと決定しました。

以上が、本委員会における審査の概要です。

その他の議案につきましては、本席から特に御説明申し上げる事項はありません。

よろしく御審議くださるようお願いいたしまして、総務財政委員会の報告を終わります。